

二宮町役場新庁舎建設 基本構想

令和2年2月

二宮町

基本構想

1. 前提条件の整理	1
1-1 これまでの背景・経緯	1
1-2 上位計画・関連計画等	2
1-3 町民アンケート	7
1-4 現庁舎の現状と課題	9
1-5 庁舎建設の必要性	12
1-6 建設場所	13
2. 新庁舎整備の基本理念と基本的な考え方	18
2-1 基本理念	18
2-2 基本的な考え方	18

1. 前提条件の整理

1-1 これまでの背景・経緯

現庁舎は昭和53年6月の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきました。しかし、旧耐震基準による建築のため耐震脆弱性が懸念されることや、建物本体及び各種設備の老朽化など、多くの課題を抱えています。平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震では全国の市町村役場などの防災拠点自体が損壊し、災害対応やその後の復旧活動に支障をきたし大きな問題となりました。

このような状況を踏まえ、庁舎整備のあり方について検討を重ねてきました。

表 主な経緯

年	月	内容
昭和50年	3月	教育委員会事務所 竣工
昭和53年	6月	現庁舎 竣工
平成7年	1月	阪神・淡路大震災の発生
平成8年度		現庁舎耐震診断
平成23年	3月	東日本大震災の発生
平成26年度		庁舎・設備等評価（耐震診断再評価）
平成28年	4月	熊本地震の発生
平成29年度		二宮町役場庁舎整備手法調査
平成30年	5月	新庁舎整備に関するアンケート調査
平成30年	11月	新庁舎整備に関する意見募集
平成30年	12月	町民検討会の実施（～平成31年2月まで3回）
平成31	2月	町民説明会の実施（3回）
令和元年	5月～	町民説明会の実施（6月まで3回）
令和元年	9月～	各地区意見交換会の実施（11月まで14回）

表 施設概要

施設名称	二宮町庁舎	教育委員会事務所
竣工年月日	昭和53年6月	昭和50年3月
延床面積	3,207.09 m ²	399.72 m ²
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建	鉄筋コンクリート造 地上2階建
耐震診断	有（耐震性能不足）	無（調査無）
所在地	二宮 961	二宮 961-27

1-2 上位計画・関連計画等

本計画の上位計画・関連計画は次のとおりです。

(1) 第5次二宮町総合計画

「第5次二宮町総合計画」は、長期的な展望に立ち、町の目指す将来像を描き、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政運営を図るための指針を定めたものです。

基本構想では「まちづくりのビジョン」として、防災対策の向上や戦略的行政運営を位置けるとともに、土地利用構想において生涯学習センターラディアン（以下、「ラディアン」という。）周辺を文化拠点として位置づけており、後期基本計画においては、新庁舎整備による安全・安心な町の拠点づくりとして重点的方針に位置づけています。

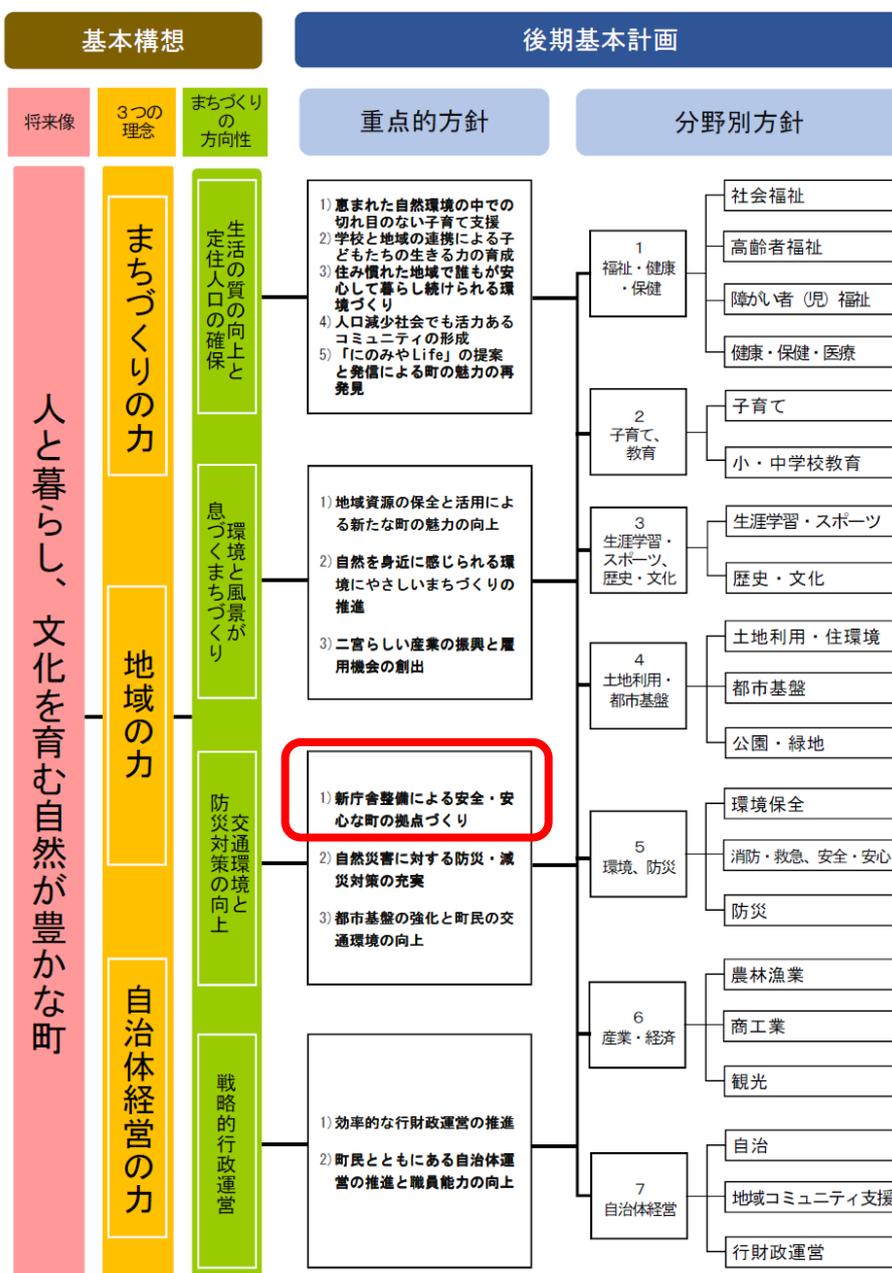


図 第5次二宮町総合計画 施策体系

(2) 二宮町都市計画マスタープラン

長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた土地利用のあり方、道路や公園・緑地の整備のあり方等、都市づくりの方針を明らかにする計画です。

土地利用の基本方針において、役場やラディアン等が立地する地区については、適切な土地利用誘導による行政サービス施設の集積を進め、利便性の向上を図ることとしています。

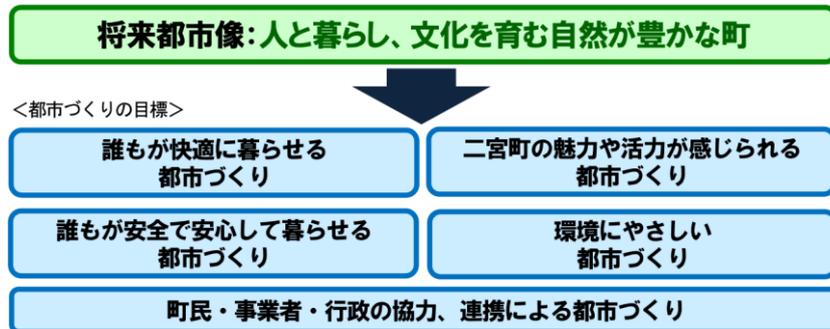
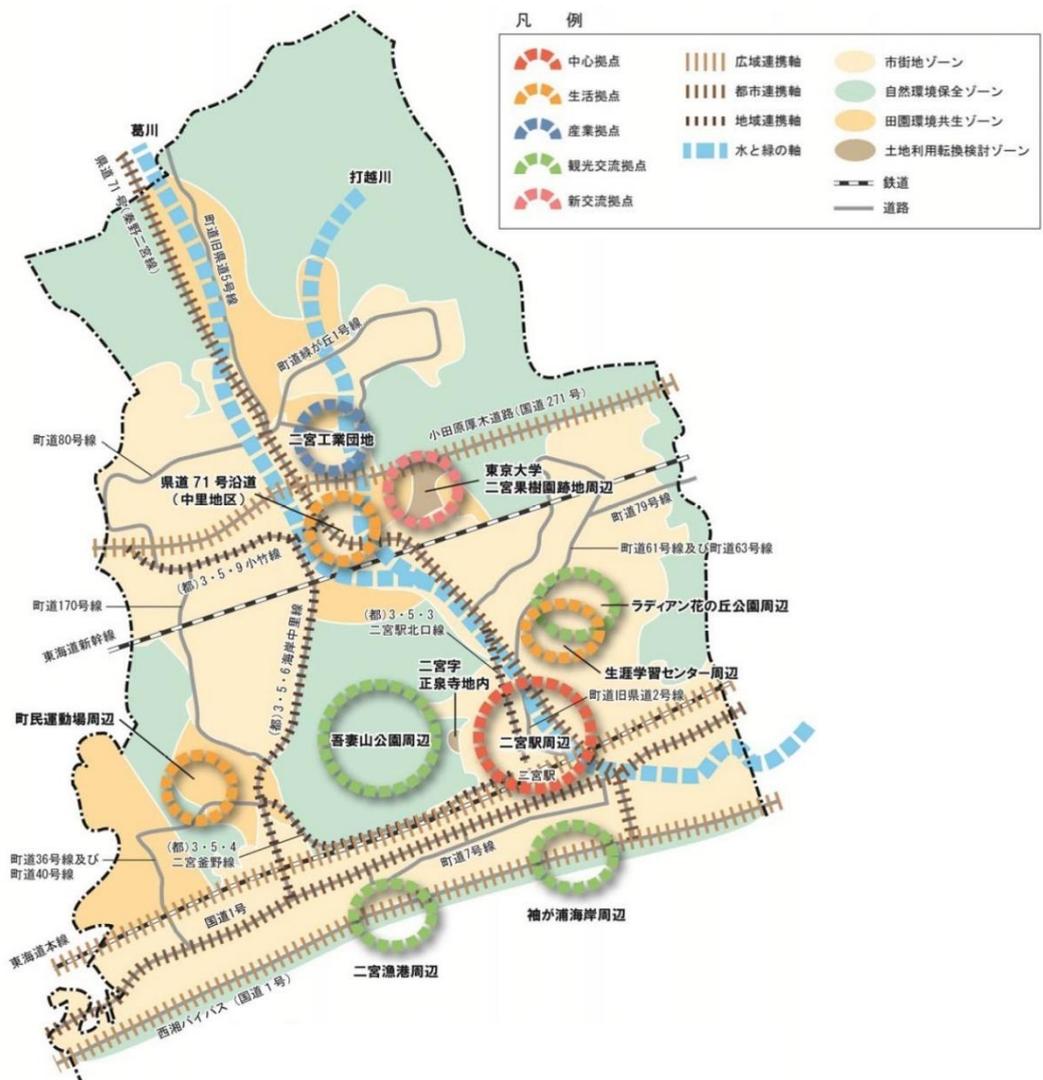


図 二宮町都市計画マスタープラン 将来都市像・都市づくりの目標



(3) 二宮町地域防災計画

二宮町地域防災計画は、防災に関して町や関係機関が処理する事務や業務について示しています。

都市の安全性向上のため、建築物等の安全確保対策を掲げ、災害時に応急対策活動等の拠点となる公共施設の耐震診断の実施や、法律等に基づいて施設を耐震化・不燃化構造とするよう努めることとしています。また、災害時応急活動事前対策の充実として、災害対策本部の強化を図るため防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めることとしています。

(4) 二宮町公共施設再配置に関する基本方針

町の全ての公共施設を維持・更新していくことは困難であることから、町の将来人口推計と財政見通しを踏まえ、効率的かつ効果的な公共施設の再配置を検討していくため公共施設のあり方、方向性に関して「公共施設三原則」と「4つの基本方針」を定めています。

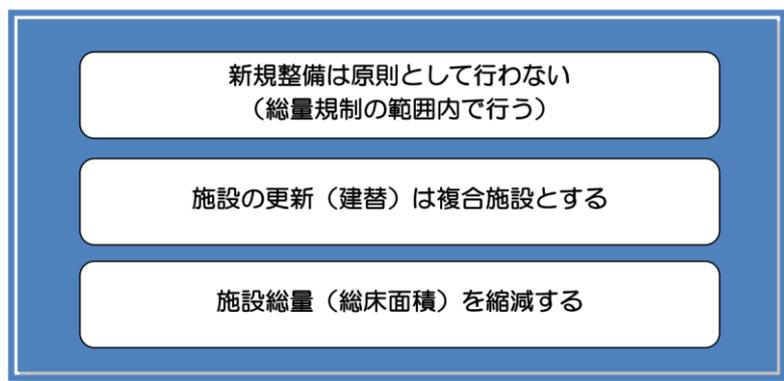


図 公共施設三原則

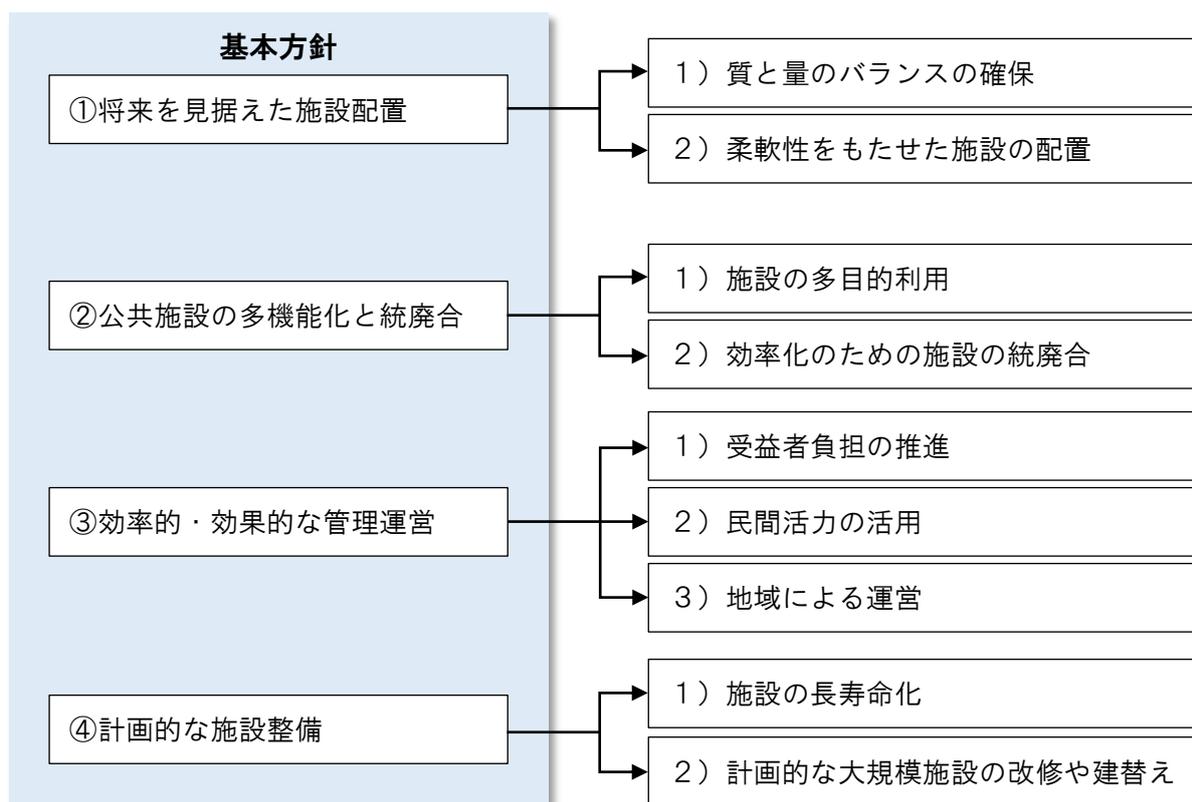


図 4つの基本方針

(5) 二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画

現在、町には 62 の公共施設が存在し、多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の更新（建替）や改修などの必要性に迫られている中、平成 25（2013）年 10 月に公共施設の更新や統廃合の考え方を整理した「二宮町公共施設再配置に関する基本方針」を策定しました。また、平成 29（2017）年 3 月には「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画策定方針」を、平成 30（2018）年 3 月には「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」を策定し、今後 10 年間で実施する取り組みについて施設ごとに位置付けを行いました。

個別施設の実実施計画〔役場庁舎、教育委員会事務所〕

各個別施設の方針

施設	施設の方針	
役場庁舎	短期 平成 29 年度に方向性を決定	設備の老朽化が進み建物の耐震性も低い状態であるため、平成 29（2017）年度に庁舎整備の方向性を決定し、決定した方向性に沿って早急に事業を実施します。
教育委員会事務所	短期 床面積の削減候補施設	役場庁舎と同様に設備の老朽化が進み建物の耐震性も低い状態であるため、短期で役場庁舎などと統合します。 役場庁舎などとの統合にあたっては、「やまびこ」と教育研究所のスペースも確保します。

平成 29（2017）年度に実施した二宮町役場庁舎整備手法調査により、「役場庁舎はラディアン周辺への移転が最善である」との結論を得ました。

1-3 町民アンケート

平成 30 年 5 月に、二宮町役場新庁舎整備に対する町民の意見を把握することを目的として、新庁舎整備に関するアンケート調査を実施しました。

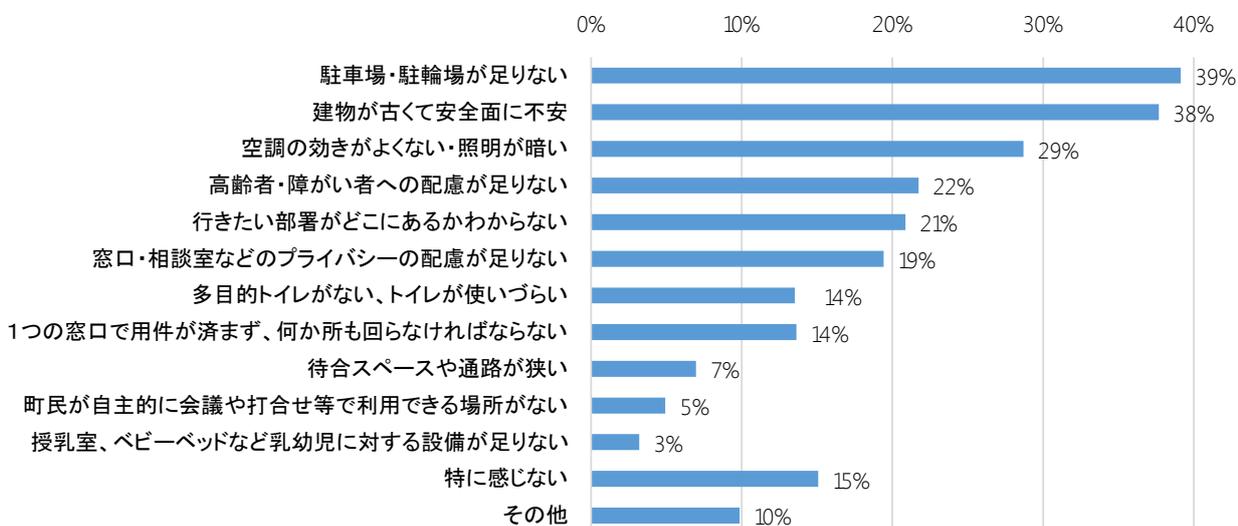
表 二宮町役場 新庁舎整備に関するアンケート調査概要

項目	内容
調査対象	満 18 歳以上の無作為に抽出した町民 1,000 人 (平成 30 年 4 月 13 日現在の住民基本台帳より)
調査方法	配布・回収ともに郵送
調査期間	平成 30 年 5 月 1 日 (火) ~平成 30 年 5 月 18 日 (金) ※ 但し、調査結果には 5 月 28 日 (月) 到着分までを集計
回収状況	回収率：36.2% (配布数：1,000 通)

(1) 現在の役場庁舎を訪れて不便に感じた点

現在の役場庁舎を訪れて不便に感じた点として、「駐車場・駐輪場が足りない (39%)」や「建物が古くて安全面に不安がある (38%)」が特に多く挙げられ、次いで「空調の効きがよくない・照明が暗い・照明が暗い (29%)」といった回答が多くありました。

図 現在の役場庁舎を訪れて不便に感じた点

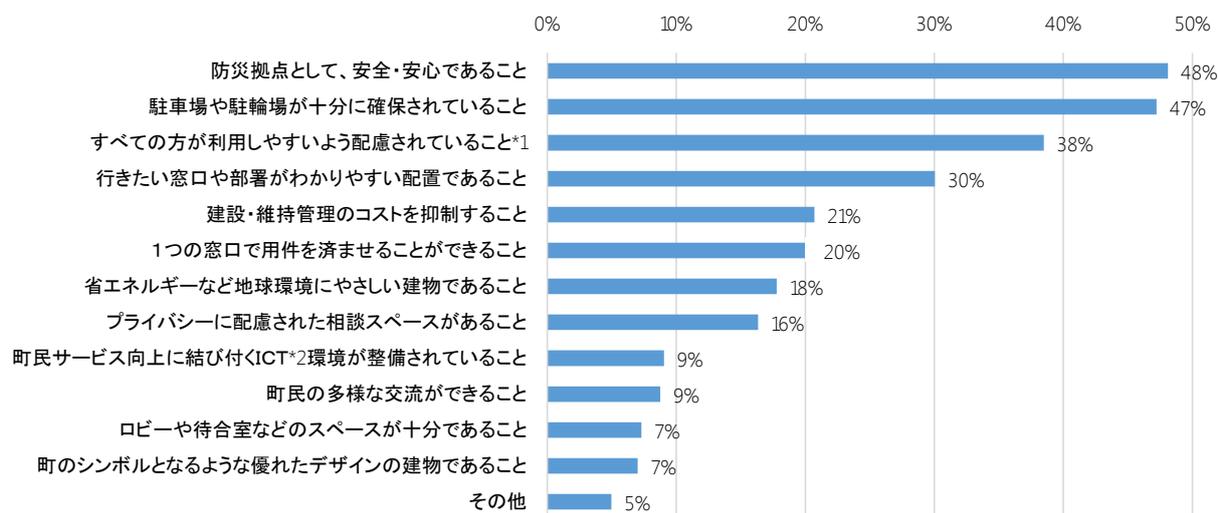


回答者数=345人(無回答・不明・指定数以上の回答を除く)
3つまで複数回答可

(2) 新庁舎の建設にあたり求めるもの、重要視すること

新庁舎の建設にあたり求めるもの、重要視することとして「防災の拠点として、安全・安心であること（48%）」や「駐車場や駐輪場が十分に確保されていること（47%）」との回答が多く、「すべての方が利用しやすいよう配慮されていること（バリアフリーやユニバーサルデザイン）（38%）」が必要という回答も、次いで多くありました。

図 新庁舎の建設にあたり求めるもの、重要視すること

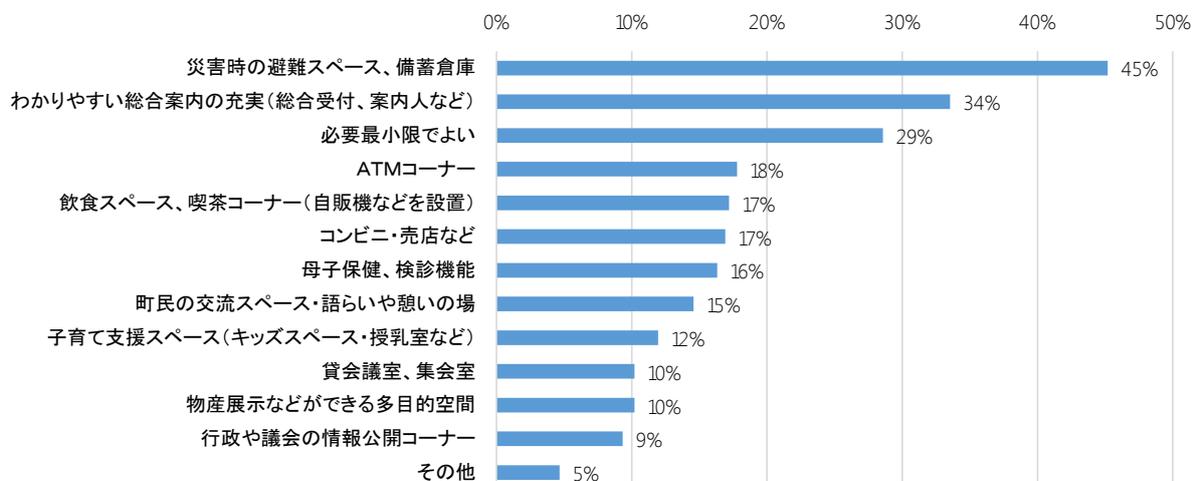


回答者数=343人(無回答・不明・指定数以上の回答を除く)
3つまで複数回答可 *1バリアフリーやユニバーサルデザイン *2情報通信技術

(3) 新庁舎の建設にあたり加えたい機能（施設）

新庁舎の建設にあたり加えたい機能（施設）としては「災害時の避難スペース、備蓄倉庫（45%）」との回答が最も多く、次いで「わかりやすい総合案内の充実（総合受付、案内人など）（34%）」、「必要最小限でよい（29%）」が多くありました。

図 新庁舎の建設にあたり加えたい機能（施設）



回答者数=343人(無回答・不明・指定数以上の回答を除く)
3つまで複数回答可

1-4 現庁舎の現状と課題

平成 29 年度の二宮町役場庁舎整備手法調査報告書での指摘を踏まえて、現庁舎の抱える課題を以下のようにまとめました。

(1) 耐震性の不足による防災拠点としての機能不足

現庁舎は耐震診断の結果、1 階と 2 階部分の I_s 値[※]が 0.41～0.53 という値であったことから、強度不足により補強が必要と判断されています。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の告示（平成 18 年度国土交通省告示第 184 号・185 号）によって、震度 6～7 程度の規模の地震に対する評価について以下のとおり定められています。

表 構造耐震指標

$I_s < 0.3$	倒壊、又は崩壊する危険性が高い
$0.3 \leq I_s < 0.6$	倒壊、又は崩壊する危険性がある
$0.6 \leq I_s$	倒壊、又は崩壊する危険性が低い

表 現庁舎の耐震結果

	Is 値	
	X 方向（南北）	Y 方向（東西）
3 階	1.24	1.32
2 階	0.53	0.41
1 階	0.42	0.42

（出典：二宮町庁舎耐震診断報告書 平成 27 年 3 月）

さらに、「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成 19 年 12 月）では、特に重要な施設である庁舎は構造分類 I 類として構造安全性を通常の 1.5 倍とし、 I_s 値=0.9 以上の耐震性を求めています。耐震診断による現庁舎の I_s 値はこれを大きく下回っていたため、安全性の確保と災害時の災害対策本部として機能する耐震性能の確保が必要となります。

また、耐震診断結果の所見として「二宮町は神奈川県地震防災対策強化地域に指定されているが、敷地形状、建物の形状、材料強度に問題があり、重要公共建築物としての耐震性能の確保は困難な建物である。」と重要な課題が指摘されています。

二宮町地域防災計画では、災害発生時、役場庁舎内に災害対策本部を設置するとしていますが、耐震診断の結果から、現状では防災拠点としての機能を維持するために必要な耐震性能を有していないことや災害対策本部設置に必要な自家発電機能の確保も不十分な状況なため、震度 6 以上の大地震が発生した場合、継続的な利用ができないことが懸念されます。

※ I_s 値：構造耐震指標。建築物の耐震性能を表す指標で、その値が大きいほど耐震性能が高い。

(2) 施設の狭あい化や分散による行政サービスの低下

町民利用が多い1階は、窓口や待合スペースが狭く、十分な幅員とはいえない通路に来庁者用の椅子が置かれているため通行に支障があり、利用者のプライバシー保護の観点からも問題があるといえます。執務環境の面では、執務空間や収納スペース、会議室等の不足により、事務効率が低下しています。

さらに、教育委員会事務所や保健センターなどの行政機能が分散していることにより、1か所で手続きが済まないなど、行政サービスの低下の要因となっています。

今後、多様化する公共サービスの提供も視野に入れたスペースの確保や適切な行政機能の集積が必要となります。

(3) バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応不足

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」(平成25年1月)では、官公庁施設は障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとされています。しかし、建設当時の水準はきわめて低く、段差解消やスロープ、エスカレーターの設置など部分的に改修を行ってきてはいるものの、バリアフリー新法や神奈川県条例の整備基準に対応できていない状況にあります。

特に問題視されるものとして、現庁舎の敷地特性でもある急勾配の道路からの困難なアクセスが挙げられます。

このほか、誰でも利用しやすい施設とするユニバーサルデザインの観点に立った取り組みとして、わかりやすい案内表示、手すりや誘導設備の設置、多目的トイレや授乳室の整備など、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども等への配慮が必要となります。

(4) 高度情報化社会への対応の限界

現庁舎建設当時と比べ、パソコンやインターネットの導入など、多くの行政事務の高度情報化が進んでいますが、これにより執務室内は情報通信機器の設置やシステムの配備に伴うスペース不足、電源の安定確保などの新たな課題が生じており、今以上のネットワーク環境の拡張に対応できない状況です。

また、サーバー等重要機器の保全や行政データ等のセキュリティに一層の配慮も必要です。

(5) 施設・設備機器の老朽化

現庁舎は、建物本体及び各種設備機器の経年による劣化、損傷、損耗のほか、一部には現行の各基準に適合しない部分もある状況です。

また、各種設備機器については、老朽化や腐食、機器の製造停止により交換部品が確保できないなどの問題が指摘されています。これにより、維持管理の経費が高くなっています。

以上、5つの課題を次表にまとめます。

表 現庁舎の現状と課題まとめ

課 題	内 容
①耐震性の不足による防災拠点としての機能不足	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が低く、災害時に倒壊の危険性がある ・防災拠点としての機能が不足している ・災害時に業務継続可能な設備・機能の確保が不十分
②施設の狭あい化や分散による行政サービスの低下	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーへの配慮が不足している ・窓口以外の町民が利用できるスペースが不足している ・保健センターなどの行政機能の分散化 ・将来を見据えたスペースの確保が必要
③バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応不足	<ul style="list-style-type: none"> ・急勾配の道路からのアクセスが困難な立地 ・動線が複雑でわかりにくい案内表示 ・手すりや多目的トイレ、授乳室などが不足している
④高度情報化社会への対応の限界	<ul style="list-style-type: none"> ・行政環境の変化への柔軟な対応が困難 ・ネットワークやセキュリティなど、ICT（情報通信技術）環境の変化への対応の限界
⑤施設・設備機器の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ・経年による建物や設備機器の劣化、損傷、損耗 ・現行の各基準に適合していない部分もある ・交換部品が確保できない ・機器劣化による性能不足での維持管理経費の増加

1-5 庁舎建設の必要性

現庁舎は、昭和 53 年の竣工から 40 年余が経過し、建物本体及び各種設備機器の経年に伴う劣化や損傷の他、一部現行の基準に適していない部分もある状況であり、また製造停止により交換部品が確保できないなどの問題も指摘されています。

また、平成 8 年に実施した耐震診断では、1・2 階部分で強度不足により補強が必要であると診断されています。このままでは、防災拠点としての機能を維持するために必要な耐震性能を有していないことから、大地震が発生した場合、継続的な利用ができないことが懸念されており、安全性の確保と災害時の対策本部として機能する耐震性能の確保が必要となります。

さらに、町民が多く利用する 1 階では、窓口や待合スペースが狭く、幅員も十分とはいえない通路やバリアフリーへの対応不足が指摘されているほか、不整形な形状による執務空間の容量不足や会議室の不足、さらには、教育委員会事務所や保健センターなどの行政機能の分散化が、行政サービスの低下の要因となっている状況です。

これらの課題を踏まえ、平成 29 年度の二宮町役場庁舎整備手法調査報告書では、耐震改修による現庁舎の継続使用の可能性について検証しました。その結果、構造・設備及び運用上の問題点が多く認められ、莫大な改修事業費を投じて改善できない課題があるばかりか、逆に執務環境がさらに悪化することも想定されることから、現庁舎の耐震改修については、革新的・画期的な技術的解決方法が見いだせない現状において、現実的な選択肢にはなり得ないと整理しました。

また、平成 30 年 5 月に実施した町民アンケート調査においても、現庁舎に対する意見として、建物が古く安全面が不安、空調の効きがよくなく照明が暗いなど、建物や設備等の老朽化に対するご意見のほか、立地に対し、坂の上であり不便であるなどのご意見も多く寄せられたところです。

以上のことを踏まえ、現庁舎では、大規模災害が発生した際に防災・災害対策拠点としての果たすべき役割を十分に担えないことから、早期に事業化が可能な場所へ、防災拠点として安全・安心な、また、質の高い町民サービスが提供できる新庁舎を建設することが必要です。

1-6 建設場所

(1) 庁舎建設地の整理

平成 29 年度に実施した「二宮町役場庁舎整備手法調査」では、比較的早期に事業化が可能だと考えられる、1.現庁舎の耐震補強、2.現庁舎位置での建替え、3.ラディアン周辺への移転、4.東大果樹園跡地への移転の 4 パターンについて比較検討を行いました。

比較条件

- | |
|--|
| 条件 1 利便性：町民が利用する施設として利便性・アクセス性が高い位置にあること。 |
| 条件 2 事業性：早急な建設実現のため、用地交渉などを要しないまとまった敷地の確保。 |
| 条件 3 安全性：早急な災害対策本部としての機能確保の実現。 |

※ 既存小中学校や民間施設の庁舎化・移転の可能性についても考慮しました。学校については、全国で廃校を利用した例もありますが、早期に事業化を目指す中で、候補地選定から除外しました。民間施設についても、町内に賃貸物件は少なく、家賃相場から勘案しても現実的ではないため、選定から外しました。

その結果、中心市街地で駅から徒歩圏内であり、ラディアンに近くてわかりやすいこと。バリアフリーに対応した幹線道路に隣接し歩道があること。行政施設や公園に囲まれ、周辺環境への影響が少なく早期着工が可能であること。自然災害に関する課題も工夫によりクリアできる見込みがあること等の理由から、新庁舎の移転場所は「ラディアン周辺」が最適であると結論づけました。



図 現庁舎とラディアン周辺の位置関係

(2) 庁舎建設地の立地特性

①交通環境等の利便性

庁舎建設地は、二宮駅から約1kmの徒歩圏内の中心市街地に立地しています。二宮駅よりバスを利用したアクセスも可能です。

主要地方道県道71号(秦野二宮線)に近接していることから、自動車によるアクセス性が高く、また、両側歩道付きの平坦な道路であることから、高齢者や子ども連れの歩行者の利便性もよく安全性も確保されています。

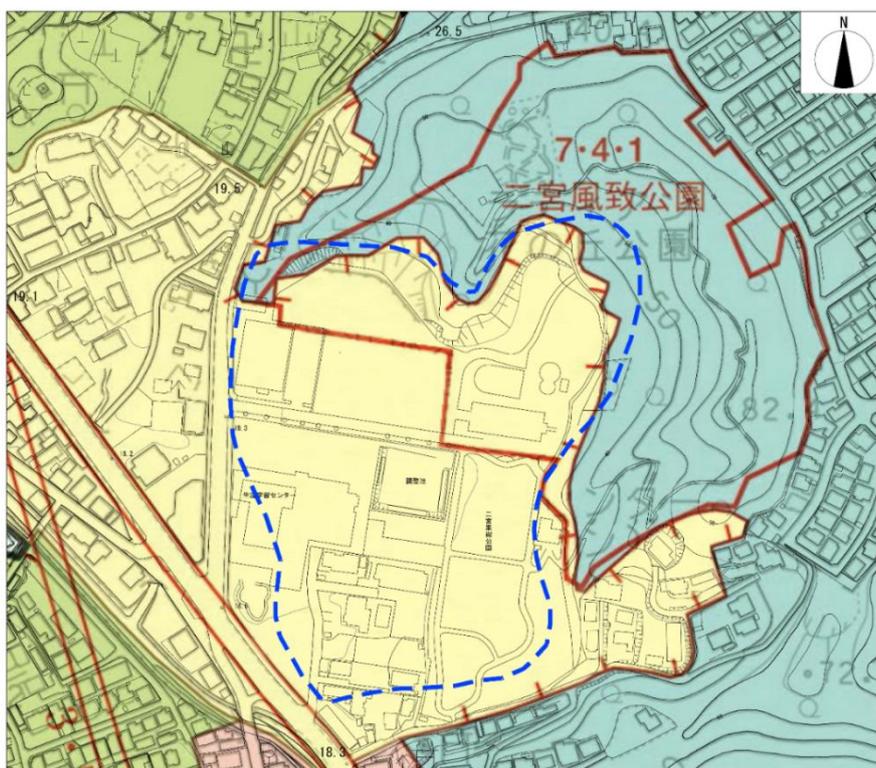


図 「ラディアン周辺」の範囲（※色つき部は、バリアフリー対応の両側歩道）

② 庁舎建設地の法的条件

庁舎建設地は市街化区域内の第1種住居地域に位置しており、法規制上、大きな課題はありませんが、都市計画法や建築基準法、神奈川県や町の条例に基づき検討する必要があります。

- ・埋蔵文化財包蔵地（天神谷戸遺跡）に該当するため、埋蔵文化財発掘調査が必要となる可能性があります。
- ・二宮風致公園の指定地区と隣接しているため、周辺の自然環境と調和した高さや外観とする必要があります。また、周辺の住環境への配慮も必要です。
- ・現庁舎では駐車台数が不足していることや、菜の花ウォッチングの開催時期は町営第一駐車場が混雑することも踏まえ、十分な敷地確保が必要です。



蔵文化財包蔵地：
天神谷戸遺跡



高度地区	第2種高度地区（最高高さ15m）	
防火指定	準防火地域	
緑化率	20%（建物緑化は、緑化面積半分まで算入可）	
法的 規制	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	第1種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	日影規制	4.0m 5時間/3時間
地域地区	二宮風致公園	

図 庁舎建設地の法的条件

③防災関係機関や近隣の公共施設との連携

庁舎建設地は緊急輸送道路（県道 71 号）に近接する位置であり、ラディアンも中央応急救護所であることから、災害時に防災関係機関との迅速な連携が図れます。

また、ラディアン及びラディアン花の丘公園があり、周辺は、交流・文化拠点として位置づけられているため、町の文化及び交流、ふれあいの中心的な役割が、より一層高まることが期待できます。

④想定される水害等の自然災害について

現在、町のハザードマップ（平成 28 年度）に洪水浸水予測として転記されている、神奈川県が作成した「洪水浸水想定区域図」が、平成 27 年の水防法改正を受けて令和元年 12 月に大幅な改訂がなされました。

地盤高メッシュサイズ（精度）の向上や、近年、想定を上回る豪雨災害が発生することを受け、これまでの浸水想定雨量（計画規模）に加え「想定最大規模」が追加された他、避難を促しやすくするために、浸水深さの区分も変更になりました。これらは、建設場所の前提条件に大きな影響を及ぼすため、建物敷地の設定については、改めて慎重に検討する必要があります。

なお、葛川については「葛川水系河川整備計画」（平成 31 年 3 月神奈川県）に基づき河川整備が計画されているため、神奈川県とも情報共有を図りつつ検討を進める必要があります。

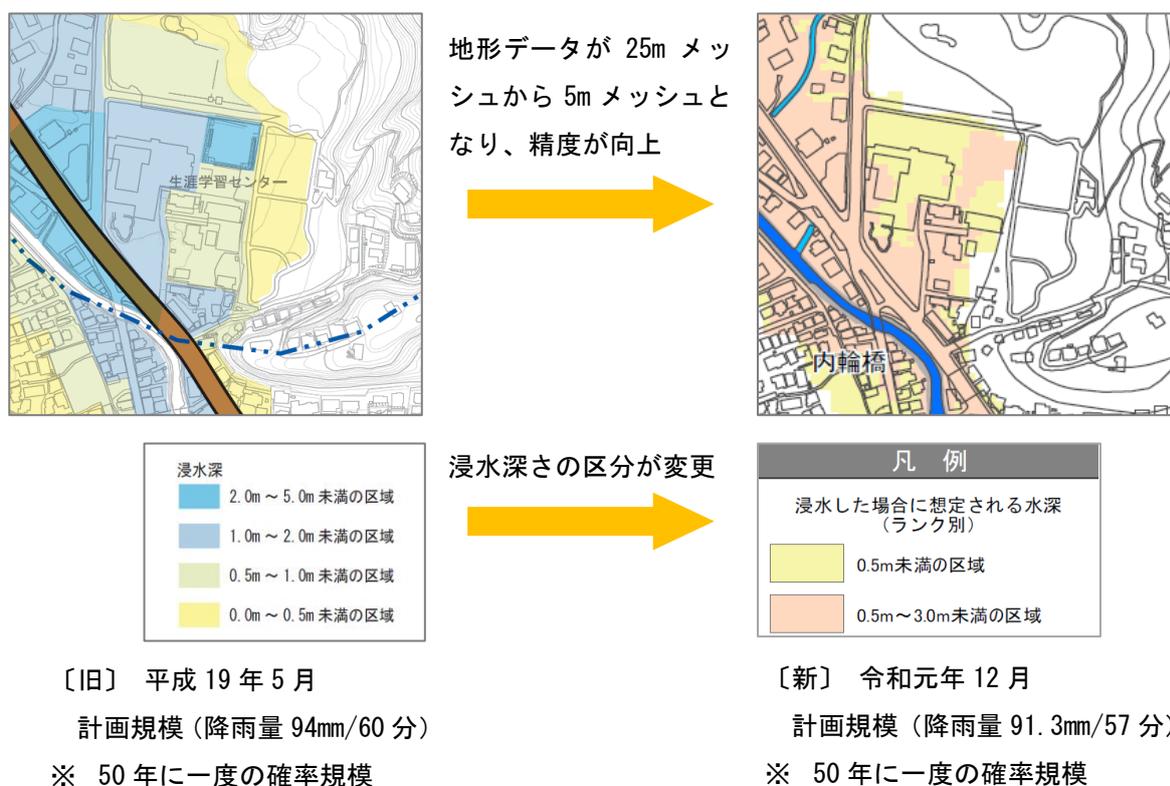


図 葛川水系葛川・不動川 洪水浸水想定区域図
（旧は「二宮町ハザードマップ」に転記のもの）

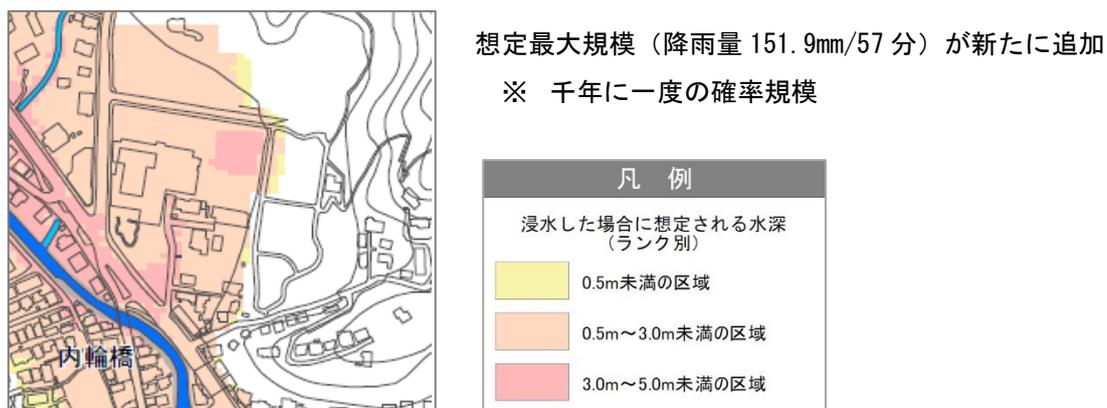


図 葛川水系葛川・不動川 洪水浸水想定区域図
(令和元年 12月 神奈川県)

また、町のハザードマップでは、同様に（急傾斜）土砂災害警戒区域が示されているため、配置の工夫や土砂流入防止等の対策を検討する必要があります。

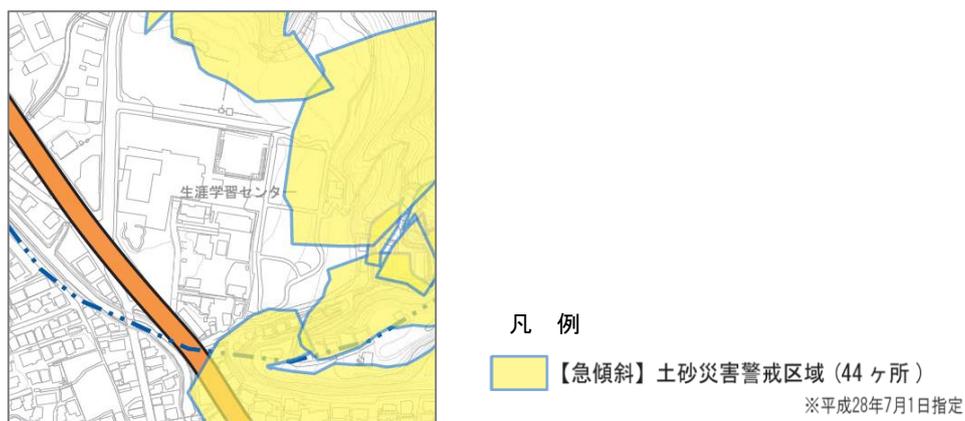


図 二宮町ハザードマップ「土砂災害警戒区域図」

2. 新庁舎整備の基本理念と基本的な考え方

2-1 基本理念

前提条件の整理を踏まえ、新庁舎の整備にあたり、次のような基本理念を定めます。災害時は防災拠点として十分な機能を発揮し、町民の安全・安心を確保するとともに、平常時は業務効率の向上による利便性や質の高い町民サービスの提供に寄与する優れた新庁舎を目指します。

基本理念

町民の安全と安心を守り、町民が利用しやすい「まちづくりの拠点」

2-2 基本的な考え方

基本理念を具体化する5つの基本的な考え方を次のように定めます。

(1) 町民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる庁舎

新庁舎は必要とされる耐震性能、防火性能に加え、自立性、指令中枢機能を備えた防災、災害時の拠点として、町民の安全、安心を守る役割を十分果たせる庁舎を目指します。

(2) 町民が親しみ、利用しやすい開かれた庁舎

新庁舎は、町民サービスの向上を重視した機能の充実を目指すとともに、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰でも使いやすく、分かりやすいユニバーサルデザインの理念を設計の基本とします。また、町民が利用するスペースやカウンターなどは利便性に十分配慮します。

(3) 行政サービスの向上を目指した多機能な庁舎

現状分散している保健センターなどの行政機能を集積することによって、利用する町民の利便性の確保と、迅速かつきめ細かなサービスができる庁舎を目指します。

(4) 高度情報化社会へ対応した機能性の高い庁舎

各種情報通信ネットワークの高度化に対応した設備や、適切な執務機能を備えた庁舎を目指します。

(5) 環境に配慮した経済性に優れた庁舎

新庁舎の建設にあたっては、自然光、自然通風など自然エネルギーの有効利用や省エネ、省資源化を図る工夫を取り入れた環境配慮型庁舎を目指します。

